

—安心して市民活動に参加できます—

藤沢市市民活動災害補償保険の手引き

《2026年(令和8年)5月1日改定》

国内において、市民活動中の事故及び市施行事業中の事故について、藤沢市市民活動災害補償保険制度で補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに、地域社会の振興に寄与することを目的とした制度です。

特 徴

事前の登録・加入、保険料が不要

藤沢市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。市民活動又は市施行事業中の事故が発生した場合は、事故発生後に手続きをすることで、藤沢市と保険会社が要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

補償の対象

市民活動を行う藤沢市内に拠点を置く5人以上の団体及び市民活動に類する市主催事業に参加する個人

市民活動とは

計画的又は継続的に行われる地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等の**公益性**のある活動で、これを実施又はこれに従事し、もしくは参加することに対して**無報酬**(実費弁償範囲内は除く)であるもの

保険対象となる主な活動例

活動種類	内 容
地域社会活動	防犯活動、防火防災活動、清掃活動、害虫駆除、交通安全運動、自治会・町内会活動、募金等の活動、広報紙の配布活動、通学路での見守り、防犯交通安全等協議会活動 等
青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロール等の活動、地域の青年会等の育成活動及びこれらのための準備活動 等
社会教育社会体育活動	スポーツ・レクリエーション活動、PTA等の団体活動、文化活動、市民センター登録サークル自主サークル 等
市主催行事への参加等	市主催の社会教育講座、福祉大会、防災訓練等の活動
社会福祉社会奉仕活動	リハビリ訓練の手伝い、植木等の手入れ、手話通訳の活動、ガイドヘルプ、自主福祉活動、老人クラブ奉仕活動、就労・社会復帰活動のための支援活動及びこれらのための準備活動

* 活動者以外の見物人、応援者、イベントへの来場者等は対象になりません。

補償の内容

賠償責任保険

市民活動中に活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりするなどして、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

■ 身体賠償

他人の身体に損害を与えた場合

<例>

- ・ 子ども会活動中、川遊びで児童が深みにはまり死亡。指導者に賠償責任が生じた。
- ・ 自治会・町内会の民謡大会中に火災が発生し、誤った誘導により参加者が怪我をし、自治会・町内会に賠償責任が生じた。

■ 財物賠償

他人の財物に損害を与えた場合

<例>

- ・ 少年野球の指導中、ボールが近所の家の窓ガラスを割ってしまい、少年団が弁償することになった。

■ 保管物賠償

他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

<例>

- ・ 自治会・町内会のお祭りで、他人から借りたカラオケ設備を壊し、自治会・町内会が弁償することになった。

区 分	補償上限額	免責額
身体賠償	1名 1億円	5,000 円
	1事故 5億円	5,000 円
財物賠償	1事故 500万円	5,000 円
保管物賠償	1事故 500万円	5,000 円

傷害保険

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故によって、活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。

■ 死亡保険金

事故日から180日以内に、そのケガがもとで死亡したとき

<例>

- ・ 自治会・町内会でお祭り中にガスボンベが爆発。死亡事故となった。

■ 後遺障害保険金

事故日から180日以内に、そのケガがもとで後遺障がいが生じたとき

<例>

- ・ スケート教室で転倒、後続者のスケートで手指を切断。後遺障がいを認定した。

■ 入院保険金

事故日から180日以内に、その事故がもとで、生活に支障をきたしたために入
院し、医師の治療を受けたとき(入院日数は180日を限度)

<例>

- ・ 地域の運動会で自治会・町内会員として参加。アキレス腱を切り、1か月入院した。

■ 手術保険金

入院保険金が支払われる状況で、そのケガの治療を直接の目的とする手術を
受けたとき

<例>

- ・ バレーボール中にアキレス腱を切断し、入院して手術した。

■ 通院保険金

事故日から180日以内に、その事故がもとで生活に支障をきたしたために通
院し、医師の治療を受けたとき(通院日数は 90 日を限度)

<例>

- ・ 自治会・町内会の防災訓練中にガラスで手を切り、8日間病院に通った。

区 分	補償額
死亡保険金	1名500万円
後遺障害保険金	1名15万円～500万円
入院保険金	1日 3,500 円×入院日数(180 日を限度)を上限として、治療 及び入院に要した自己負担額
手術保険金	手術の種類により約款に定められた倍率×3,500 円を上限と して、手術に要した自己負担額
通院保険金	1日 2,000 円×通院日数(90日を限度)を上限として、治療に 要した自己負担額

* 他の保険制度の対象となる場合は、その支給額の範囲内において重複して支払いをしません。

* 高額療養費制度や医療費助成制度の適用となる場合は、それらの制度を優先して給付を受けることとし、その範囲内において重複して支払いをしません。

2026年(令和8年)5月1日以降、入院保険・手術保険・通院保険について、定額払いから、実際に治療や入院、手術に要した費用に対する実費払いに制度改定をしました。ご不明な点がございましたら、市民自治推進課(0466-50-3516)までお問い合わせください。

支払いの対象とならない場合(保険適用除外事項)

損害賠償責任保険

- 指導者等の故意による場合
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- 指導者等の同居の親族に対する賠償責任
- 指導者等が占有、使用又は管理する車両及び施設外における動物による場合
- 施設の建設、改築、修理又は取り壊し等の工事による場合 等

傷害保険

- 被補償者の故意による場合
- 被補償者の自殺行為、犯罪行為又は闘争後遺による場合
- 無資格運転又は酒酔い運転中の事故による場合
- 被補償者の脳疾患、疾病又は心神喪失による場合
- 地震、噴火又は津波による場合
- 戦争、変乱、暴動による場合
- 他覚症状がないむち打ち症などの頸部症候群又は腰痛
- 山岳登山、スカイダイビングその他これらに類する危険な運動等

保険金請求の流れ

事前の登録は必要ありません。

事故が起こってしまったときは、次のとおり手続きを進めてください。

損害賠償責任保険

【対物の場合】

事故報告書・示談書・修理見積書又は請求書・損害物の写真等

【対人の場合】

事故報告書・示談書・診断書・診療報酬明細書等

傷害保険

市民活動時に、怪我などにより医療機関にかかったら

1 指導者等へ事故発生を連絡

2 市民自治推進課に必要書類を提出

【必要書類】

- 事故報告書(5枚複写式)

- 会則・規則
- 年間行事予定表(事故日が活動日か確認できる書類)
- 会員名簿(負傷者が載っている書類)
- 事故当日のパンフレット、回覧、通知文
- 同意書
- (交通事故の場合)事故証明書、経路図
- * 追加書類が発生する場合があります。
- * 事故報告書等は原則として**事故発生日から14日以内**に提出が必要です。14日以内に提出が難しい場合は、市民自治推進課(0466-50-3516)にご連絡ください。

③ 市民自治推進課から負傷者へ傷害保険金請求書を送付

④ 治療終了後、傷害保険請求書類を市民自治推進課へ提出

- * 医療機関から発行された領収書等、入通院日数、手術の有無及び支払い明細等が確認できる書類の写しの提出が必要になります。破棄してしまうと請求できなくなりますので、十分ご注意ください。

⑤ 保険会社から負傷者へ保険金入金

- * 保険会社にて内容を審査した結果、補償の対象であると判断された場合に保険金が支払われます。

市民活動災害補償保険Q & A

Q. 事故が起きてしまったら、まずどうすればよいですか。

A. 万が一、事故が起きてしまった場合には、事故発生から原則として14日以内に「事故報告書」の提出が必要になります。すぐに「事故報告書」を提出できない場合は、市民自治推進課までご連絡ください。

また、後日、医療機関等（調剤薬局を含む）への支払い金額の確認をしますので、領収証を必ず保管しておいてください。請求時に領収証等がない場合は、請求できませんので、ご注意ください。

Q. 市民活動中に怪我をしましたが、すぐに受診をしませんでした。市民活動災害補償保険制度は適用されますか。

A. 因果関係を判断しにくくなると適用が難しくなるケースがあります。事故後は、速やかに受診するようにしてください。

Q. 自治会・町内会のお祭りに行きました。見学中に転び、捻挫をしましたが、市民活動災害補償保険制度は適用になりますか。

A. 適用になりません。お祭りなどのイベントの来場者は、不特定多数の見物者の扱いとなり、市民活動を実施しているとは言えず、対象外となります。

Q. スポーツ少年団において、スポーツ保険に加入していた場合、市民活動災害補償保険制度の対象になりますか。

A. 別の保険制度の対象となる場合は、その保険制度で給付された額の範囲で重複して支払いは行いません。

例 通院5日で、医療費の合計は、20,000 円となった。自身が加入する保険制度から 5,000 円給付があるケース

医療費の合計＝ 20,000 円

本制度の上限額：2,000 円×5日＝10,000 円

他の保険制度から給付＝5,000 円

→上限額を超えて医療費がかかったため、上限額の 10,000 円が支払対象であるが、他の保険制度から 5,000 円給付されているため、差額の 5,000 円が本制度の支払額となります。

Q. 熱中症、食中毒は対象になりますか。

A. 市民活動中に、日射病、熱射病等の熱中症あるいは、細菌性・ウイルス性食中毒にかかり、医療機関にかかった場合は対象となります。

Q. スポーツ少年団の育成指導を長年行っていたため、肩を痛めてしまいました。市民活動災害補償保険の対象となりますか。

A. 結果の発生が急激ではないため、対象となりません。

Q. 怪我の治療で、入院していたので、「事故報告書」の提出が遅くなってしまいました。市民活動災害補償保険の対象となりますか。

A. 原則として、事故発生から14日以内に「事故報告書」を提出することとなっていますが、期間内に提出できない場合は、できるだけ市民自治推進課にご連絡ください。やむを得ない理由がある場合は、「事故報告書提出遅延理由書」を一緒にご提出いただき、市及び保険会社が認める場合は、対象となります。

Q. 自治会・町内会で側溝清掃をしているときに、会員が通行中の自転車に接触し、会員、運転者双方が怪我をしました。市民活動災害補償保険ではどのような扱いになりますか。

A. 自転車の運転者に過失がある場合には、この保険での賠償責任補償の対象となりませんが、怪我をした会員には、傷害補償の適用があります。清掃について指示をしていた役員に過失があり、法律上の賠償責任を負わねばならないときは、賠償責任補償の対象となります。

Q. サークル活動のために、自動車で市民センターへ行く途中、人身事故を起こしてしまい、相手が怪我をし、損害賠償責任を問われましたが、賠償責任補償の対象となりますか。

A. 自動車の運行に起因する事故は免責のため、賠償責任補償の対象とはなりません。

Q. 活動中に持病や病気が原因で痛みが出た場合は、保険の対象になりますか？

A. 持病や病気が原因で症状が現れたり悪化した場合は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しないため、原則として補償の対象外となります。

<例>腰痛等、もともとあった症状が活動中に悪化する等、活動との直接的な因果関係が無いと判断された場合は、原則として補償の対象外です。

藤沢市市民活動災害補償制度取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、国内において市民活動中の事故及び市施行事業中の事故について藤沢市市民活動災害補償制度(以下「災害補償制度」という。)をもって補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民活動 計画的又は継続的に行われる地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等の公益性のある活動で、これを実施し、又はこれに従事し、若しくは参加することに対して無報酬であるものをいう。ただし、営利活動、政治活動、宗教活動を目的としたものは除く。
- (2) 市民団体等 市民活動を行う市内に活動の拠点を置く団体及び市内に住所を有する個人をいう。
- (3) 市施行事業 市の施行に係る市民活動に類する事業(他に委託して施行するものを含む。)をいう。
- (4) 指導者等 市民団体において市民活動の運営に携わる者若しくは指導的地位にある者又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 参加者 市民活動又は市施行事業に直接参加するもの(指導者等を除く。)をいう。

(保険契約)

第3条 市は、災害補償制度を実施運営するために損害保険会社(以下「保険会社」という。)と損害保険契約(以下「保険契約」という。)を締結するものとする。

(保険期間)

第4条 災害補償制度の保険契約期間は、毎年5月1日午後4時から翌年の5月1日午後4時までとする。

(対象事故)

第5条 災害補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動中又は市施行事業中に人の生命、身体又は財物に損害が生じ、市民団体等若しくは指導者等又は市若しくは市からの受託者が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 市民活動中、市施行事業中(指導者等が定めた集合出発又は解散場所と指導者等又は参加者の住所と通常経路の往復を含む。)に発生した急激かつ偶然な外来の事故により指導者等又は参加者が死亡し、又は負傷した事故をいう。

(適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、災害補償制度を適用しない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 指導者等の故意により発生した事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働闘争等の政治的又は社会的騒じょう
- ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象
- エ 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
- オ 指導者等が占有し、使用し若しくは管理する車両又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任
- カ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因して負担する賠償責任

(2) 傷害事故

- ア 指導者等の故意により発生した事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働闘争等の政治的又は社会的騒じょう
- ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象
- エ 指導者又は参加者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故(ただし、日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故を除く)
- オ 指導者又は参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- カ 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
- キ 他覚症状のないむちうち症又は腰痛
- ク 指導者又は参加者の無資格運転又は酒酔い運転

(3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

(賠償責任事故のてん補限度額及び支払い対象費用項目)

第7条 災害補償制度による賠償責任事故のてん補限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき、身体賠償、財物賠償又は保管物賠償それぞれ1事故について5,000円を超える部分のうち、次に掲げる額を限度額とする。

(1) 身体賠償1人につき 1億円

1事故につき 5億円

(2) 財物賠償

1事故につき 500万円

(3) 保管物賠償

1事故につき 500万円

2 前項に規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる補償のうち、市民団体等が市民活動中に製造し、販売し、若しくは提供した財物が他人に引渡され後にその品質、取り扱い等によって生じた事故又は作業が完了し、若しくは放棄され後にその作業の結果によって生じた事故に係る補償にあってはそれぞれ同項第1号及び第2号によって定める1事故に係る額を1保険

期間中における限度額として、同項第3号に掲げる補償にあつては1,000万円を1保険期間中における限度額とする。

3 第1項に規定する損害賠償金及び保険会社が認めた費用とは、次の各号に掲げる費用をいう。

- (1) 被害者に係る治療費、通院交通費、入院費、休業損失、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代等
- (2) 保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用
- (3) 損害の防止又は軽減のために有益な措置費用
- (4) 保険会社が、直接被害者と折衝を行うために指導者等が支出した費用

(損害事故に係る補償の額等)

第8条 傷害事故に係る補償の額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 死亡補償 市民活動に指導者等又は参加者が傷害事故を原因として、当該事故発生の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、500万円を支払うものとする。
- (2) 後遺障害補償 市民活動の指導者等又は参加者が傷害事故を原因として当該事故発生の日から180日以内に後遺障がいを生じたときはそのものに対し、一時金で500万円を限度として、障がいの区分に応じ、別表に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (3) 入院補償 市民活動の指導者等又は参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が滅失した場合において、その治療のため入院したときは、その者に対し、当該受傷の日から180日を限度として1日につき3,500円を入院日数で乗じて得た額を上限として、治療及び入院に係る自己負担額を支払うものとする。
- (4) 手術補償 入院補償が支払われる場合に、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10、20、40倍)を乗じて得た額を上限として、手術に係る自己負担額を支払うものとする。
- (5) 通院補償 市民活動の指導者等又は参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が滅失した場合において、その治療のため通院したときは、その者に対し、当該受傷の日から180日までの間において90日を限度として通院日数1日につき2,000円を通院日数で乗じて得た額を上限として、治療に係る自己負担額を支払うものとする。

(他制度の優先)

第9条 前条各号において、災害補償制度で適用しようとする原因の事故によるもので、別の保険制度(自己が加入する保険制度を含む。)の適用がある場合は、災害補償制度で適用する支払額が、その保険制度の支払額を上回る場合に限り、差額を支払うものとする。

2 前条第3号から第5号の各号について、高額療養費制度や医療費助成制度の対象となる場合は、それらの制度で優先して給付を受けることとする。

(事故報告)

第10条 市民活動中又は市施行事業中に事故が発生したときは、市民団体等又は市施行事業の主管課の長もしくは受託者は当該事故発生日から14日以内に、藤沢市市民活動災害補償

制度事故報告書(以下「事故報告書」という。)により市長に報告しなければならない。ただし、当該事故発生日から14日以内に事故報告書を提出できない正当な理由がある場合は、その理由を記した書面を提出し、市及び契約保険会社が認める場合はその限りではない。

(事故の判定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該事故が災害補償制度の対象となる事故であるかどうかを判定し、対象事故であると認めたときは、保険会社に藤沢市市民活動災害補償制度事故証明書を交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該事故が災害補償制度の対象となる事故であるかどうかの判定が困難な場合には、藤沢市市民活動事故判定委員会に諮るものとする。

(判定委員会)

第12条 前条第1項の判定に資するための調査、審議を行わせるため、藤沢市市民活動事故判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員には、次の各号にかかげる職をもって充てる。

- (1) 市民自治部長
- (2) 市民自治推進課長
- (3) 秘書課長
- (4) 行政総務課長
- (5) 文書統計課長
- (6) 福祉総務課長
- (7) 建設総務課長
- (8) 病院総務課長
- (9) 教育総務課長
- (10) 消防総務課長
- (11) 市民活動に係る課の長又は市施行事業の主管課の長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市民自治部長を、副委員長には市民自治推進課長を充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第13条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長には、委員長があたる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員全員の同意により決するものとする。

第14条 委員会の庶務は、市民自治推進課において処理する。

第15条 第12条から第14条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は委員長が別に定める。

(請求手続きおよび支払い)

第16条 損害賠償責任事故に係る請求は、市民団体等と被害者との間で、あらかじめ保険会社の承認を得て、法律上の問題が解決した後に、市民団体等が補償金等請求に必要な書類を添付し、市長に請求するものとする。

- 2 傷害事故に係る請求は、死亡補償は、死亡した者の法定相続人が、負傷に係る補償は、負傷した者が、補償金等請求に必要な書類を添付し、市長に請求するものとする。

この場合、後遺障害補償に係る補償金の請求は、当該傷害の症状が固定した後に、入院に係る補償金ならびに通院に係る補償金の請求は、入院又は通院が終了した後に行うものとする。

- 3 前項に規定する請求のうち、市長へ提出する入院補償金、手術補償金及び通院補償金の請求書には、医療機関等から発行された領収証等、入通院日数、手術の有無及び支払い明細等が確認できる書類の写しを添付しなければならない。

- 4 市長は、請求を受けた補償金相当分を保険会社に補償金として請求し、保険会社は、市長が指定する金融機関口座に振り込むものとする。ただし、市長が保険会社に対し、補償金を補償対象者へ直接払うことを要請したときは、保険会社には、補償対象者の指定する口座に振り込むものとする。

(帳票の様式)

第17条 この要綱の規定により必要とする帳票の様式は、別に定める。

(補 則)

第18条 この要綱に定めのあるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用するとともに、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

本要綱は、2026年(令和8年)5月1日時点のもので、今後、要綱改正が行われる場合があります。

最新の情報は、藤沢市公式ホームページをご覧ください。